大規模災害時の生活ごみの出し方

災害直後はごみ処理施設、被害地域の確認のために、ごみ収集は一時的に停止する場合があります。次の点にご理解とご協力をお願いします。

災害発生から数日間はごみをご自宅で保管していただかなくてはならない場合があります。

収集再開後は、生活ごみ、使用済非常用トイレなど腐敗しやすい「可燃性ごみ」から優先して回収します。

塩ごみなどの
原則しなむよう

「関門しなむよう



数日間収集できなくなる場合があります。 再開後

生ごみなどの 凝固剤で適切に 処理されたもの (袋を二重にするがの対策が望ました)

可燃性でみから収集します。

不燃性のごみや資源ごみは、町から連絡があるまでは、自宅で保管をお願いします。



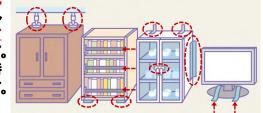
平時からの備え

災害が起きると、普段は使っていないものもごみとなってしまいます。不要なものは、平時のうちにできるだけ処分するようにしましょう。災害時のごみを減らすだけでなく、避難通路の確保にも役立ちます。

家具や電化製品は、できる限り壁や天井に固定するようにしましょう。倒れにくくしておくことで、転倒によるけがを防ぎ、身を守ることつながります。また、破損を防ぐことができ、災害時のごみを減らすことにもつながります。

町では3ヶ月に1度、可燃粗大ごみ の予約収集を行っています!





お問い合わせ先

かつらぎ町役場 環境課 住民環境係

〒649-7192 かつらぎ町丁ノ町2160

電話:0736-22-0300(代表) FAX:0736-22-6432 E-mail:kankvo-ivumin@town.katsuragi.wakayama.ir

環境省 近畿地方環境事務所

かつらぎ町

保存版

令和4年3月作成

大規模災害時の こみの出し方



災害ごみ(災害廃棄物)

災害によって 被害を受けた ことで出てく るごみ



家具、家電製品、 畳、瓦など



被害を受けた ものではなく、 普段通り生活 して出るごみ



牛活ごみ

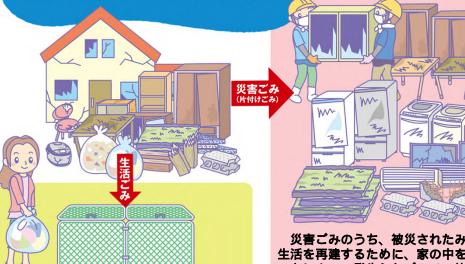
生ごみ、 資源ごみなど

大規模な災害が発生すると、家や建物の浸水や倒壊、破損により大量のがれきや家具、家電などのごみが一斉に発生します。このように災害によって発生した廃棄物を『災害ごみ(災害廃棄物)』といいます。

災害の規模によっては、災害ごみの処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期復興のためにも排出時の分別が重要です。災害ごみはリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。

災害時は、災害ごみと生活ごみのそれぞれの分別区分にしたがって排出していた だくよう、ご理解とご協力をお願いします。

災害ごみの搬出ルール



家庭から出る生活ごみは、通常の収集が 再開してから、通常のごみ出しルールにし たがって排出してください。



災害ごみを通常のごみ集積所などに出した場合、あっという間にあふれてしまい、道路などへはみ出してしまいます。

災害ごみのうち、被災されたみなさんの 生活を再建するために、家の中を片付ける ことによって発生したごみ(=片付けご み)は、住民仮置場へ分別して排出してく ださい。



片付けごみを住宅の前や道路脇などに出して しまうと、消防車や救急車、ごみ収集車などの 車の通行の妨げとなる可能性があります。

ルールを守りましょう!

ルールが守られなかった場合、 このような事態となってしまいます!!



出典:環境省 災害廃棄物対策 フォトチャンネル (http://kouikishori.env.go.jp/ph oto channel/)

|神社や公園、自宅前の路上など指定された場 所以外に置かれる事例が多発!

作業時の注意事項

災害ごみには、割れたガラスや金属などがあり大変危険です。作業するときは、 長袖・長ズボンで行いましょう。手袋や 長靴なども使用しましょう。

目や口に粉じんが入らないよう、保護メガネやマスクを使用しましょう。

重たいものを移動させる時などは、挟まれ や転到に注意し、できるだけ一人で作業 しないようにしましょう。

夏場は熱中症に注意し、冬場は防寒対策を して作業しましょう。

住民仮置場とは?

災害時は災害ごみ(特に、片付けごみ)が一度に大量に発生し、通常どおりの処理が追いつかないことがあります。そこで、片付けごみについては、基本的に地域で設置する「住民仮置場」に排出をお願いします。





住民仮置場内でのルール

分別・排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみなさんにお知らせします。



地域によっては、家の近くに設置される「住民仮置場」だけではなく、町が設置する大規模な「仮置場」へ排出していただく場合があります。

農業系のごみなどは、基本的には「住民仮置場」や「仮置場」で受入れできません。町の指示に従ってください。